

「平成 13 年度 PRTR データの概要-化学物質の排出量・移動量の集計結果-」について（概要版）

概要

平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づき、化学物質排出移動量届出制度（いわゆる「PRTR」）が導入されました。

PRTR の導入により、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある 354 種類の化学物質について、毎年度、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して国へ届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計結果を公表するとともに、国から届出データの通知を受けた県は、独自に集計・公表を行うことができることとされています。

今回の集計結果は、国から通知された届出データを基に、千葉県において平成 13 年度に事業者が把握した排出量・移動量について、平成 14 年 4 月 1 日から 7 月 1 日までの間に行われた届出を取りまとめたものであり、法施行後、初めて公表するものです。（国は平成 15 年 3 月 20 日に公表済）

届出対象事業者は、対象化学物質を取り扱っている事業者のうち、従業員数が 21 人以上の製造業など 23 業種で年間取扱量 5 トン以上の事業所等一定要件に該当するものです。

なお、個別の事業所から届出のあった排出量等のデータについては、誰でも国に対し開示請求を行うことができます。

1. 集計結果

(1) 届出排出量・移動量

今回届出のあった事業所は千葉県で 1,133 (全国の 3.3% : 全国 34,830 事業所) であり、事業者から届出のあった当該事業所からの排出量については、全事業所・全物質の合計で約 1 万 1 千トン (全国の 3.4% : 全国約 31 万トン)、移動量については約 1 万トン (全国の 4.6% : 全国約 22 万トン) でした。

(2) 届出外排出量の推計値

国が推計を行った千葉県の届出対象外排出量（対象業種からの届出対象外の排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの移動体からの排出量）については、合計で約 2 万 2 千トン (全国の 3.7% : 全国約 58 万トン) でした。

(3) 届出排出量と届出外排出量の推計値の合計

県内の届出排出量と届出外排出量の推計値の合計は、約 3 万 3 千トン (全国の 3.6% : 全国約 90 万トン) で、量の多い上位 5 物質は、(1)トルエン、(2)キシレン、(3)塩化メチレン、(4)1,3-ジクロロプロペン、(5)テトラクロロエチレンでした。

2. 今後の対応

PRTR データを活用し、排出量の多い事業者に対しては、事業者による化学物質の管理の改善が促進されるよう、技術的な助言等を行っていくこととする。